

## 学 位 論 文 内 容 の 要 旨

学位申請者	土野 瑞穂 【ジェンダー学際研究専攻 平成19年度生】	要 旨
論文題目	「慰安婦」問題と「償い」のポリティクス—「女性のためのアジア平和国民基金」を中心に—	<p>本論文は、その研究課題を日本政府による「慰安婦」問題の解決の有り方やその方法を再検討することに置き、「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）を対象事例に、詳細な年表作成と文献調査と共に、フィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアの各国における元慰安婦へのインタビュー調査を行ない、国家の対応措置とアクター間の相克を明らかにした点に特色がある。</p> <p>序章、第1章では、これまでの慰安婦問題に対する先行研究が、①戦後補償論、②戦時性暴力論、③ポストコロニアル・フェミニズム論の3つの観点から行われて来た事に対し、慰安婦個人々の「癒し」に焦点をあてて考察することの重要性を指摘し、本研究の研究目的にする重要性を述べている。</p> <p>第2章では、日本における「慰安婦」問題の解決のための取り組みとして①裁判の提起、②議員立法化の試み、③女性戦犯国際法廷の開廷を取り上げ、その具体相を論じ、日本の現行法制度の限界、右派勢力の攻勢による運動の閉塞が生じた状況の分析、第3章では、アジア女性基金設立に至る政治的過程につき、関与した賛否双方の運動団体や官僚、政治家等のアクター分析を行った。</p> <p>第4章では、アジア女性基金が「償い事業」として始動して行く際の事業内容をめぐる政府・官僚と基金関係者の攻防を明らかにするとともに、被害者たちにとっての「償い事業」の実態を明らかにすべく、フィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアの各国の慰安婦を対象にして、聞き取り調査や文献調査を行い、被害者たちにとっての「償い事業」の意味を検証した。</p> <p>第5章では、「慰安婦」問題におけるアジア女性基金の位置づけを再検討し、施行にあたっての足枷的な法的基準、「償い」にみる植民地主義的なまざし、個人レベルと社会レベルの問題解決の整理の必要性などをまとめ、結論に導いた。</p> <p>本論の研究上の貢献は、ともすれば政治的攻防のなかで、「償い金」を受給したか拒否したかで分断されていた被害者である慰安婦への調査から、被害者の性格、元慰安婦たちを取り巻く家族関係や居住地の状況、元慰安婦達が属する国家の政治的方針が大きく作用していることを明らかにした点にある。同時に、今後の課題として、「償い事業」を超える構想の不在を、日本社会の政治的責任として指摘した点にあらう。</p>
審査委員	(主査) 教授 舘 かおる	
	准教授 申 琪 榮	
	教授 小 林 誠	
	教授 小 玉 亮 子	
	大阪経済法科大学 所長 内 海 愛 子	